

平成23年11月22日
財務部契約課 用度契約係

呉市業務委託等における最低制限価格の決定等に係る事務取扱要領の改正について

1 改正の趣旨

極端に低廉な価格による受注を防止し、適正な履行の確保を図ることを目的とし、平成22年4月1日から最低制限価格制度による入札を実施しておりますが、この最低制限価格の予測困難性を高め、応札者の負担軽減のため、要領の改正を行うものです。

2 最低制限価格の決定方法

現行は、事前に作成した5種類の最低制限価格調書の中から、最低入札価格者に1種類を選んでいただき決定しておりましたが、改正後は次の方法により決定します。

最低制限基準価格（A）×ランダム係数（B）

ランダム係数（B）は、コンピュータで乱数を発生させて求めます。

なお、入札執行官は、決定最低制限価格を読み上げた後、入札書を開封することとなります。

3 決定最低制限価格の範囲

公表予定価格の100分の70を下らない範囲内で定める。

4 改正要領の適用

平成24年1月1日入札執行案件から実施

5 呉市業務委託等における最低制限価格の決定等に係る事務取扱要領